	_	
	右	
平	の	
成	議	江
=	案	戸
+	を	Ш
九	提	X
年	出	国
=	す	民
月	る	健
=	٥	康
+		保
		険
日		条
		例
		の
		_
		部
		を
		改
		正

す

る 条 例

提出者 江戸川区長

多

田

正

見

=配 第 す 所 の は 金 第 \neg に 等 加 六 部 当 \equiv 得 非 額 + え 第 第 る 頂 は の 第 を 江 $\overline{}$ _ 十 等 項 に 相 そ 金 + + 次 戸 特 課 五 同 五 に 互 五 Ш 江 の 例 お 税 の の 項 法 そ 額 \neg の 戸 条 61 の 条 \overline{X} 額 お 適 免 等 適 下 附 の に 項 ょ ᆫ の 61 用 て に 用 規 則 該 又 第 う 玉 除 に 適 の Ш 兀 を T 利 準 法 関 後 _ 定 第 用 下 当 は — に 民 \overline{X} _ 準 子 Ξ 第 加 用 す の の 後 に す 第 項 改 健 玉 $\overline{}$ え 等 す لح る + る + 中 用 金 同 適 の \neg 正 康 民 ᆫ 号 る す る L١ 法 額 法 用 五 金 五 す 保 健 の _ 中 る う 律 $\overline{}$ 条 額 場 附 が 額 同 を 頂 配 る 険 康 0 _ 場 合 $\overline{}$ 則 あ の \smile 法 \neg の 当 条 保 _ $\overline{}$ 例 合 を 昭 外 第 る 附 規 所 険 百 同 の Ξ 分 法 含 条 を 第 和 玉 場 の 則 適 定 得 を $\overline{}$ 含 第 \equiv + 六 第 等 例 の む 八 居 合 用 0 昭 + \equiv 六 む 八 条 住 五 に 第 _ が 適 の 和 の 0 条 第 第 七 者 条 は + + あ 用 金 Ξ 上 + 等 + 年 五 場 五 が 部 八 同 第 の る 額 _ _ 六 条 兀 号 兀 九 頂 法 兀 そ 頂 株 あ を ഗ に 条 年 改 頂 $\overline{}$ 律 所 の ഗ 又 式 ഗ に る 0 \equiv お **ത** 同 第 得 _ 適 は 等 改 場 + 正 を 下 _ す 7 61 同 法 百 に 第 用 第 に 第 め 合 に Ξ + に 第 第 る 百 て 法 四 対 七 後 係 \neg 月 + 分 第 + す + る 五 は 江 条 同 — 頂 の \neg $\overline{}$ _ じ 戸 **ഗ** + 号 兀 る の 金 五 譲 頂 同 例 0 七 に 条 規 条 法 Ш 号 相 額 渡 **ത** 般 そ 条 第 お 定 ഗ 規 株 附 \overline{X} 互 所 **ത** 四 Ξ 条 に 第 L١ 五 以 主 得 定 則 の 式 適 規 六 七 て 項 下 義 適 を 第 等 ഗ 等 用 第 例 定 頂 及 に 用 + 適 に 後 Ξ 第 同 **ത** \neg に す 及 じ び 外 ょ が Ξ 金 用 係 + + \neg の る び 第 八 る 頂 額 が る 五 国 あ 雑 金

ᆫ

_

同

条

第

特

例

適

用

第

+

六

条

 \cup

に

規

定

+

六

条

第

居

住

者

等

所

得

税

等

る

場

合

に

所

得

等

の

_

ത

下

に

あ

る

場

合

譲

渡

所

得

条

の

の

号

ഗ

額

 $\overline{}$

_

を

若

し

<

は

条

七

第

外

第

る

Ξ 号 + を 兀 玉 場 **ഗ** を 法 そ 法 五 兀 百 の 円 + 合 附 千 十 円 中 _ 項 居 六 **ത** 附 第 第 五 第 ᆫ _ に 第 則 + + + に 住 五 適 則 十 六 九 \neg _ 条 百 六 六 Ξ に 万 規 者 は + 上 第 用 第 九 に 五 ᆫ 改 六 の 五 場 \equiv \equiv 円 条 条 定 等 後 条 万 を _ 千 株 + + _ の 五 め す 所 兀 そ 頂 の の _ を の 千 八 る 得 の の 又 式 五 金 五 に 百 四 百 \neg +=四 百 特 相 適 は 等 条 額 条 第 分 第 分 百 同 号 八 第 例 互 第 用 第 に の の _ の _ の 分 百 \equiv Ξ 八 +適 免 七 後 係 号 百 四 号 兀 円 の _ + ++ 中 円 用 除 頂 の る 第 を の 中 分 中 五 号 _ + _ 配 法 の 金 五 譲 六 \neg の 八 _ 兀 + 中 を _ _ 当 第 規 条 五 7 第 五 百 五 \neg に 額 渡 \neg _ + 百 \equiv 万 改 等 八 定 $\overline{}$ の 所 項 +に 分 を ま _ _ \equiv 得 た 改 _ に め の 条 0 の 般 の 分 万 ᆫ _ め 百 額 第 適 を 第 等 規 株 頂 百 改 の 八 _ _ 九 用 + 定 式 又 を 分 め 千 同 の を 十 が \equiv 兀 号 を 項 \neg 金 の 等 は 削 同 四 の \neg に に 円 頂 第 条 兀 兀 加 あ 雑 額 適 1) 百 同 0 百 _ + 中 え 若 + 円 規 る 所 用 係 分 第 条 _ _ _ 定 場 得 L が る _ の _ 第 を ഗ 五 を 五 ᆫ _ 号 _ 七 同 す 合 等 < 下 あ 譲 頂 配 五 を に 千 に に 当 + 改 号 る は る 中 に 号 \neg の 渡 の 百 五 第 改 中 万 1 特 は 金 \neg 場 所 規 所 \neg 分 百 め 九 百 中 例 額 + 合 得 定 得 ഗ め \neg 分 る $\overline{}$ そ に 六 適 五 同 等 等 に る **ത** 百 **ത** 万 _ _ + 法 は 改 四 • 用 の の 頂 の 適 の 万 十 円 利 附 千 八 万 適 下 の 金 用 金 め 五 • _ 円 兀 そ 子 用 に 規 則 額 が 額 七 0 百 九 る _ _ _ を 千 等 後 \neg 定 第 **ത** あ 百 円 六 _ ᆫ に 七 Ξ 円 に _ の の の 適 の る の ᆫ 百 改 七 +用 下 場 を に 額 金 同 適 下 千 八 め 額 法 用 五 後 に 合 に を \neg 七 + $\overline{}$ 附 が 条 に 百 同 **ത** \neg \neg 円 条 は 分 百 則 **ത** 金 同 あ 万 百

_

額

同

同

千

分

の

万

に 円 第 \neg _ 兀 改 + 号 め を 八 _ 中 万 同 円 万 号 + 九 Л 千 六 を 中 = \neg 万 _ 兀 百 五 七 千 +円 千 _ 九 円 Ξ _ 万 に 百 円 改 を 五 め + に 円 改 + 同 号 七 め を 万 中 円 同 七 _ 号 千 1 五 に 八 中 千 改 百 _ 兀 め 円 七 百 千 円 同 に ᆫ 八 号 改 + を イ め 円 \neg 中 五 \neg 同 千 を 条 \neg 五 万 第 七 百 七 千 Ξ 千 五 六 号 + 七 百 中 円 百 ᆫ

付 則 八

中

 \neg

千

九

百

四

十

円

_

を

 \neg

Ξ

千

百

=

十

円

ᆫ

に

改

め

る

八

+

円

に

改

め

同

号

中

_

千

百

六

+

円

_

を

_

千

百

=

+

円

ᆫ

に

改

め

同

号

_

ᆫ

_

施 行 期 日

1

の 改 こ 正 の 規 条 定 例 及 は び 第 平 + 成 _ 九 条 + の 九 年 第 兀 _ 月 号 の 日 改 か 正 5 規 施 定 行 す $\overline{}$ る 同 号 1 た だ L 及 び 第 八 + 五 の 改 条 正 第 規 定 項

0

経 過 措 置 を

除

<

 $\overline{}$

は

公

布

の

日

か

5

施

行

す

る

2

こ

の

条

例

に

ょ

る

改

正

後

の

江

戸

Ш

X

玉

民

健

康

保

険

条

例

以

下

 \neg

新

条

例

لح

L١

う

玉 の 第 $\overline{}$ 昭 _ + 居 和 の 五 住 \equiv 条 規 者 + 第 等 定 七 $\overline{}$ の 項 年 新 所 条 法 得 律 例 第 に + 第 第 対 + 五 百 す 四 五 条 る + 条 の 相 四 第 兀 互 号 主 項 第 義 + 及 第 に び 八 五 ょ 条 第 条 る + 第 **ത** 所 九 + 得 項 条 税 の 等 第 同 の 法 第 + 非 第 六 課 + 条 号 税 ഗ **ത** 等 条 規 兀 に 第 定 及 関 び 五 の 頂 す う 第 + 及 る ち び 法 九 第 律 外 条

+

六

条

第

項

に

お

L١

て

準

用

す

る

場

合

を

含

む

0

に

規

定

す

る

特

例

適

用

利

子

等

ഗ

額

る 減 $\overline{}$ 額 説 の 基 礎 明 で の

対 賦 本 課 象

لح 額 な の

案

を

ま

す

る 保 世 険 帯 料

提 出 11 た の 率 し

所 等 得 を 基 改 準 め 額 る を لح 引 لح き も 上 に げ

る

低

ほ 所 か 得 者 規 に 定 を 整

備 す る 必 要 が

あ

の

対 す る 保 険 料 均 等 割

か 5 $\overline{}$ 適 用 に す 規 る 定 す る 特 例

用

配

当

等

の

額

に

係

る

部

分

は

平

成

 \equiv

+

年

度

分

の

保

険

料

規

定

す

る

特

例

適

用

利

子

等

の

額

に

係

る

部

分

及

び

同

法

第

 $\overline{}$

同

法

第

+

条

第

五

項

及

び

第

+

六

条

第

_

頂

に

お

L١

て

準

用

の

所

得

に

対

す

る

相

互

主

義

に

ょ

る

所

得

税

等

の

非

課

税

等

に

関

す

る

法

律

第

八

条

第

=

項

第

六

項

及

び

第

+

六

条

第

Ξ

項

に

お

11

て

準

用

す

る

場

合

を

含 む

八 条 第 兀 頂 $\overline{}$ 同 法

第

す る 場 合 を 含 む +

3

新

条

例

第

+

五

条

第

項

及

び

第

+

九

条

の

第

号

の

規

定

の

う

ち

外

国

居

住

者

等

険

料

に

つ

L١

て

は

な

お

従

前

の

例

に

ょ

る

0

<

は

平

成 =

+

九

年

度

分

の

保

険

料

か

5

適

用

L

平

成 =

+

八

年

度

分

ま

で

ത

保

お

11

て

準

用

す

る

場

合

を

含

む

 $\overline{}$

に

規

定

す

る

特

例

適

用

配

当

等

の

額

に

係

る

部

分

を

除

に

係

る

部

分

及

び

同

法

第

八

条

第

兀

頂

 $\overline{}$

同

法

第

+

条

第

六

項

及

び

第

+

六

条

第

 \equiv

項

に

_ 条 に

適